

平成20年1月8日

お得意様各位

株式会社 タテムラ  
システムサービス課  
福生市牛浜104

L X 平成19年分 確定申告書・個人決算書等プログラムのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

さて、確定申告を間近に控え、弊社では本年も税制改正に伴い『平成19年分確定申告書プログラム』及び『個人決算書プログラム』の変更を致します。又、用紙変更に伴い『贈与税申告書プログラム』の変更を致しました。詳しい内容につきましては後頁の案内をご一読下さい。

**重要**

**償却資産申告書**をご利用のお客様へ

減価償却システムは新定率・新定額となりましたが、償却資産につきましては変更がございません。旧のままで申告する必要があります。申告をする際には各市区町村から届く資料をご一読の上、書き方に充分ご注意下さい。

**個人決算書**をご利用のお客様へ

19年のプログラムの更新の前に作業を行って頂く必要があります。  
別紙資料をご確認の上プログラムが届くまでの間に作業をお願いします。

**確定申告書**をご利用のお客様へ

本年はプログラムを全面改装致しました。本年に限り説明書をお付けして発送致します。

確定申告書以外のプログラムの取扱説明書は、CD-Rより呼び出しが可能です。  
印刷した説明書が必要な場合は必要な冊数をご注文下さいますようお願い申し上げます。  
(改正保守にご加入している場合でも有料となります。)

確定申告は電子申告に対応しています。(別途プログラムが必要です。)  
お持ちでないお客様で、電子申告をご希望のお客様はシステムサービス課又は各営業担当にお問い合わせ下さいますようお願い致します。

つきましては、変更内容をご参照の上、ご注文下さいますようお願い申し上げます。  
今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくようお願い申し上げます。

敬具

受注締切日	1月20日	発送日	確定AB・個人決算書 2月1日頃	確定分離・贈与税 電子申告	2月13日頃
-------	-------	-----	---------------------	------------------	--------

※改正保守にご加入のお客様はご注文は必要ありませんが、説明書等が必要な場合は1月20日頃までにご注文頂きますようお願い致します。各プログラムのご注文が1月20日以降になりますと上記発送日後、順次発送させていただきます。

※発送予定日は、プログラムの完成状況により変更する場合があります。変更があった場合は追ってご連絡いたしますので、弊社案内にご注意下さい。尚、確定申告書分離様式及び贈与税申告書・電子申告プログラムについては2月13日頃発送を予定しています。

**送付資料目次**

- ・ 平成19年分確定申告書プログラム変更内容 . . . . . 1～3
- ・ 平成19年分個人決算書プログラム変更内容 . . . . . 4～7
- ・ 贈与税申告書プログラム変更内容 . . . . . 8
- ・ 消費税申告書プログラム変更内容 . . . . . 9
- ・ その他プログラム変更内容 . . . . . 10
- ・ プログラム注文書 . . . . . 別紙

**送付内容のお問い合わせ先**

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願い致します。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00-12:00 PM1:00-3:30 )  
FAX 042-553-9901

以上

平成19年の改正内容については下記の通りです。

【税制改正による変更内容】

- ・ 定率減税が廃止され、新たな所得税の税率構造に改められました。

課税される所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,000円～1,949,000円まで	5%	—	(A)×5%
1,950,000円～3,299,000円まで	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円
3,300,000円～6,949,000円まで	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円
6,950,000円～8,999,000円まで	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円
9,000,000円～17,999,000円まで	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円
18,000,000円～	40%	2,796,000円	(A)×40%-2,796,000円

※1000円未満の端数がある場合は切り捨て

課税される山林所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,000円～9,749,000円まで	5%	—	(A)×5%
9,750,000円～16,499,000円まで	10%	487,500円	(A)×10%-487,500円
16,500,000円～34,749,000円まで	20%	2,137,500円	(A)×20%-2,137,500円
34,750,000円～44,999,000円まで	23%	3,186,000円	(A)×23%-3,186,000円
45,000,000円～89,999,000円まで	33%	7,680,000円	(A)×33%-7,680,000円
90,000,000円～	40%	13,980,000円	(A)×40%-13,980,000円

※1000円未満の端数がある場合は切り捨て

- ・ 損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。  
損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約配当金をのぞく)がある場合の控除(最高5万円)  
※平成18年12月31日まで締結した長期損害保険料契約等(保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなど)で平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものについて、あなたが支払った保険料(旧長期保険料)を含みます。(旧長期は最高1万5千円)
- ・ 住宅借入金等特別控除の控除額の特例が創設されるとともに借入金等特別控除の適用対象となる増改築等の範囲に一定のバリアフリー改築工事が加えられました。
- ・ 住宅ローン等を利用して居住の用に供する家屋について特定のバリアフリー改修工事(特定増改築等)を含む増改築を行い、平成19年4月1日以後に居住の用に供した場合で、一定の要件に当てはまる場合は、特定増築等住宅借入金等特別控除が受けられるとされました。
- ・ 寄付金控除及び政党等寄付金特別控除の対象限度額が総所得金額等の100分の40相当額に引き上げられました。(改正前100分の30)
- ・ 本人の電子署名及び電子署名に係る電子証明書を付して所得税の確定申告を行うと、5千円の所得税の税額控除(電子証明書等特別控除)が受けられることとされました。(平成19年分又は平成20年分のいずれか1回)

上記の改正に伴い、各様式の計算及び項目番号・印刷の様式が変更となっております。

様式が変更になった用紙：A様式・B様式・分離・損失・修正・住宅借入金等特別控除

定率減税が廃止となり、電子証明書等特別控除が追加になったことから用紙が変更になりました。

項目番号が全面的に変更になっております。

昨年度年度が固定でしたが19年は印刷するようになっております。また項目番号が全面的に変更になっております。

項目番号が全面的に変更になっております。

特定増改築等に係る事項と特定増改築等の住宅借入金等特別控除額に変更になっております。

A・B様式第2表の左端に注記が追加となりました。しかしながら白紙印刷の際に用紙に入りきらない為、印刷しませんのでご注意下さい。

【更に、弊社プログラムにおいての変更内容】

- ・ 年末調整の発送の際にご案内したとおり、平成19年確定申告書はDV9000の開発終了に伴い全面改装を行います。全様式共通で使用できるように個人情報登録・家族情報登録と登録内容を一元管理致します。入力方式を第1表から入力し、第2表を確認のみとするようにしました。赤字の場合は損益通算等も自動で行います。より便利かつ迅速に作業ができるシステムとなっております。



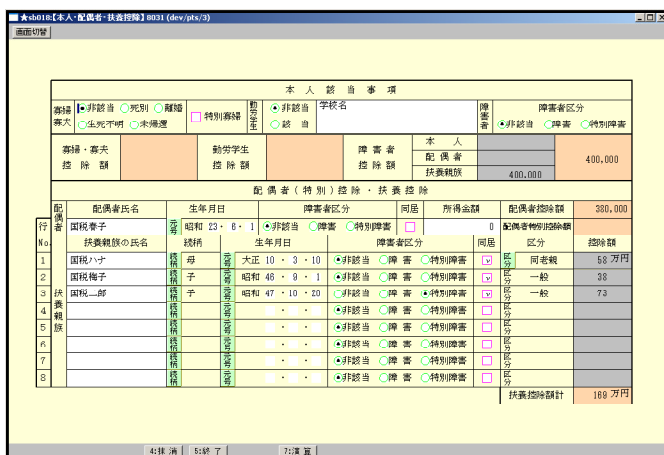
入力に必要な項目をクリックすると入力に合った窓が開き必要な項目を入力するだけで簡単に第1表・2表を作成することができます。

オレンジの項目は手入力優先項目で通常は自動計算です。手入力でデータを入力する場合は直接カーソルを止めて入力することが可能です。

手入力した場合は項目が黄色になり視覚的に手入力したデータか、自動計算した結果なのかを判断できるようになりました。

給与	与 [1]	400,000
----	-------	---------

扶養控除等につきましては、生年月日を見て自動判定して、控除額を自動計算致します。



### 【電子申告のデータ変換について】

確定申告書プログラム内に電子申告への変換を用意しました。データ入力を終了した後、電子変換作業まで行えます。また、電子申告を行う際に第三者作成書類の添付を提出又は提示に代えて、記載内容を入力して送信できることとされました。よって必要な書類を確定申告のデータ入力に連動して作成できるようにしました。(給与所得の源泉徴収票・社会保険等の控除証明書等、他全9種類)

### 【新用紙追加】

- ・譲渡所得の内訳書(土地建物用)計算書を新たに作成致します。

### 【動画にて】

新確定申告書A様式の入力手順について動画にて配信中です。(約3分間)是非ご覧下さい。

<http://www.ss.tatemura.com/> → 動画マニュアル → 確定申告デモ

尚、新システムの移行に伴い、本年の入力をする前に現状のデータを移行していただく作業がございますのであらかじめご了承下さい。

年末調整において、控除しきれない住宅取得等特別控除があった場合は、市区町村民税、道府県民税住宅借入金等特別控除を受けることができます。控除を受けるには、別途申告が必要です。平成20年3月17日までに申告をしないと控除を受けることができませんのでご注意下さい。尚、弊社においては申告書を作成しておりません。(20年度年末調整にて対応予定を検討しています。)お手数ですが申告が必要な場合は手書き等にて対応をお願い致します。



平成19年個人決算書においては下記の内容で様式等が変更になっております。

## 〈税制改正による改正内容〉

減価償却において、平成19年4月1日以降取得した減価償却資産については、償却可能限度額及び残存価額が廃止され、「新たな償却の方法」により、耐用年数経過時点において1円まで償却することとなりました。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産において、償却限度額までに達している場合には、その達した年分の翌年分以降において、下記の算式により計算した金額を償却費の額とし、1円まで償却することとなりました。

### 〈算式〉

$$\text{償却費の額} = (\text{取得価額} - \text{取得価額の95\%相当額} - 1円) \div 5$$

※年の途中で事業の用に供した場合は、「本年中に事業に使用していた月数／12」を乗じます。

(注意) この改正は、平成20年分以後の所得税について適用となります。

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産の償却費の各の計算において適用する「定額法の償却率」及び「定率法の償却率」等が定められました。

### (新定額法)

〈算式〉 1円まで償却します。

$$\text{償却費の額} = \text{取得価額} \times \text{定額法償却率}$$

※年の途中で事業の用に供した場合は、「本年中に事業に使用していた月数／12」を乗じます。

### (新定率法)

〈算式〉 1円まで償却します。

$$\text{償却費の額} = \text{取得価額} \times \text{定率法償却率}$$

※年の途中で事業の用に供した場合は、「本年中に事業に使用していた月数／12」を乗じます。

※取得価額に「保証率」を乗じて計算した金額(以下償却保証額といいます)に満たない場合には、最初にその満たないこととなる年の期首未償却残高を「改定取得価額」として改定償却率を乗じて計算した金額を、その後の各年分の償却費の額として必要経費に算入することとなりました。

# ＜用紙の変更内容－青色・収支 全様式共通＞

- ・ ページ3の減価償却において官製用紙の変更及び新定率法・定額法等の計算が増えたことから計算方法を変更しました。

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (償却資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額 (前払保証額)	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は定率 (定率法)	本年分の償却額 (⑧×⑦×⑥)	本年分の普通償却費 (⑧×⑦×⑤)	割増(特別償却費) (⑩+⑨)	本年分の償却費合計 (⑨+⑩)	事業等用割合	本年分の必要経費算入額 (⑪×⑬)	未償却残高 (期末残高)	備 考
計															

(注) 平成18年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合のみ左欄のカッコ内に償却率を記入します。

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の借入額	利子割引率	左のうちの必要経費算入額

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうちの必要経費算入額	源泉徴収税額

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左のうちの必要経費算入額

○本年における特殊事情

減価償却の計算方法が変わり、記載項目が増えたことから各減価償却明細の記入が1行ずつ減りました。

# ＜プログラムの変更内容＞

尚、減価償却においては償却方法に対応した年度更新をして欲しいとの要望を多数頂いたことから償却方法を選択式に致しました。

13.【青色一般】減価償却費の計算 101005 (dev/pts/4)

※【8】(減価償却)を行いデータを転記した場合、該当する行に「減価償却データ転記」で減価償却した番号が表示され、その行の自動計算は行われなくなります。この表で計算し直したい場合は「方法欄」を「旧定額法」に戻してください。

※ 方法欄 ... 旧定額法は0、旧定率法は1、5年均等は2、定額法は3、定率は4、改定償却は5、均等償却は6、一括償却は7、少額資産は8、手入力法は9

※ 計算欄 ... 手入力は1を、売却・廃棄は2を入力して下さい。

※ 必要経費算入額 ...

減価償却資産の名称等 (償却資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額 (前払保証額)	償却の基礎となる金額	償却方法 (償却率)	耐用年数	償却率又は定率 (定率法)	本年分の償却額 (⑧×⑦×⑥)	本年分の普通償却費 (⑧×⑦×⑤)	割増(特別償却費) (⑩+⑨)	本年分の償却費合計 (⑨+⑩)	事業等用割合	本年分の必要経費算入額 (⑪×⑬)	未償却残高 (期末残高)	備 考
計															

(注) 平成18年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合のみ左欄のカッコ内に償却率を記入します。

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

○地代家賃の内訳

償却方法の名称は9手入力のみ入力できます。

[拡大]

※ 方法欄 ... 旧定額法は0、旧定率法は1、5年均等は2、定額法は3、定率は4、改定償却は5、均等償却は6、一括償却は7、少額資産は8、手入力法は9

償却方法を選択式にしたことにより、償却方法に合わせた年度更新を可能としました。

## <青色申告控除額(一般・不動産・農業)>

- ・従来手入力優先項目であった青色申告控除額を自動計算と致しました。  
手入力が必要な場合のみ、画面下のフラグ1を入力することにより青色申告特別控除等を入力できるように機能改善を行いました。

※⑦青色申告特別控除前の所得金額を手入力する場合は1を入力

○ 青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

		金 額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)		⑥ (赤字のときは0) 円
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の⑬欄の金額を書いてください。)		⑦ (赤字のときは0) 0
65万円の青色申告特別控除を受ける場合	65万円と⑥のいずれか少ない方の金額(不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	⑧
	青色申告特別控除額(「65万円-⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額)	⑨
上記以外の場合	10万円と⑥のいずれか少ない方の金額(不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	⑧
	青色申告特別控除額(「10万円-⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額)	⑨

適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

※⑧～⑨を手入力する場合は1を入力

「※⑦が0の場合は青色申告控除額は自動計算しません。」

⑦が0の場合で青色申告控除を表示する場合等はフラグ1入力し、⑧、⑨に金額を手入力して下さい。

## <年度更新>

個人決算書の年度更新を18年のプログラムで作成したデータなのか、19年で作成したデータかで年度繰越方法が変わります。

18年以前は償却方法が文字入力であったことから、償却方法を判定する基準がなく、年度繰越において、定率なのか定額なのかを選択して頂き、年度繰越を行っておりました。

19年以降においては、償却方法を番号で持たせるようになった為、償却して繰越すかどうかの対話のみで繰越が可能となりました。

## 重 要

平成19年プログラムにおいては減価償却の償却方法を番号で選択して頂くことになりました。この為平成18年で作成したデータは**全て定額**となります。

但し、均等償却、一括償却においては自動判定が可能なので、自動的に均等償却、一括償却の番号にて変換致します。

定率のデータについては判定ができない為、元のデータを見て償却方法を訂正して頂く必要があります。

又、18年のデータを19年で呼び出してしまうと上記の計算が自動的にかかってしまいます。

**この為、19年のプログラムが届くまでの間に個人決算書において年度繰越を行って下さい。**

又、過年度を見る可能性がある場合は次頁資料のデータシークレットプログラムにおいてデータの保護をかけ、データの書き換え禁止として頂くことをお勧めします。

データシークレットは[F6]登録&入力に入っています。

## ● 呼び出し方

```

プログラム番号で選択してください。 [ 795 ]
期首年を入力してください。 [   ] 80~64:昭和、1~59:平成
F1  F2  F3  F4  F5  F6  F7  F8  F9  F10
FP<次へ> 資源 財源 決算 終・HOME 入 力 出 力 補 助 申 告 変 換
  
```

1. **795** データシークレットを選択します。

**795** **Enter** を押します。

※年度の指定を行う場合は …

**795** **\*** を押します。

すると、左図のように表示します。

2. ユーザコードを指定します。

例) 1001 **Enter** と押します。

↑  
ユーザコード

※仕訳がない場合にはGPユーザにユーザコードを入力して下さい。

```

財務メニュー(1002)
*** 仕訳/GPデータシークレット (V-1.00) ***

ユーザ.....[   ]
GPユーザ.....[   ]

機能選択.....[   ]

☆該当ユーザに対する他の作業を終了した後
仕訳/GPデータの保護を行って下さい。

F1  F2  F3  F4  F5  F6  F7  F8  F9  F10
      |終・HOME|
  
```

## ● 変更禁止保護

4. 変更禁止保護はデータの読み込み参照はできますが、訂正等ができないプログラムとなっております。よって誤って19年の個人決算書プログラムで18年のデータを読み出ししてもデータが変更されてしまう心配はありません。  
1社1年ごとの作業となります。

```

財務メニュー(1002)
*** 仕訳/GPデータシークレット (V-1.00) ***

年度.....平成12年
ユーザ.....[1001:株式会社 東京商事]
GPユーザ.....[1001:株式会社 東京商事]

1.シークレット保護
2.シークレット保護解除      **** 設定不可 ****
3.パスワード変更          **** 設定不可 ****
4.変更禁止保護            **** 設定不可 ****
5.変更禁止保護解除

機能選択.....[   ]

現在 変更禁止保護中
パスワード設定済み

F1  F2  F3  F4  F5  F6  F7  F8  F9  F10
      |終・HOME|
  
```

1. 4. 変更禁止保護 を選択します。

2. 「現在変更禁止保護中」と表示すれば設定作業完了です。

解除するには、5変更禁止保護解除を選択すれば終了です。



平成19年贈与税申告書プログラムは、下記の内容について変更を行います。

＜第一表＞

- ・ 欄外の注意書きの「平成18年分以降用」→「平成19年分以降用」に変更になりました。
- ・ ⑨項目名の一部が変更になりました。

＜第二表＞

- ・ 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例が新設されました。(平成20年12月31日まで適用)  
この特例に伴い、第二表の様式が変更となりました。

＜第三表＞

- ・ 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例が新設されました。(平成20年12月31日まで適用)  
この特例に伴い、第三表の様式が変更となりました。

平成〇〇年贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

提出用

受贈者の氏名

私は次の規定による特例を受けます(□の中にし印を記入してください)。  
 □基礎控除額超過部分の2割(相続時精算課税の特例) □基礎控除額超過部分の3割(特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例)  
 □相続時精算課税部分の2割(第1項) □特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例(第1項)  
 □相続時精算課税部分の3割(第1項) □特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例(第1項)

特定贈与者の住所(フリガナ) 左の特定贈与者から取得した財産の種類 財産を取得した年月日  
 申告者の住所・生年月日 所在場所等 設定権限等 冊数

相続 氏名 財産の種類  
 住所 平成〇〇年〇月〇日  
 フリガナ 平成〇〇年〇月〇日  
 氏名 平成〇〇年〇月〇日

精算 財産の種類(課税価格)  
 ①6 財産の価額の合計額  
 ①7 ①のうち 住宅取得等資金の額  
 ①8 ①のうち 特定同族株式等の額  
 ①9 ①のうち 住宅取得等資金及び特定同族株式等以外の額  
 ②0 過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額(最高1,000万円)  
 ②1 住宅資金特別控除額の残額(1,000万円-②0)  
 ②2 住宅資金特別控除額(②1の金額と②の金額のいずれか低い金額)

課税 特定同族株式等特別控除額(500万円)  
 ②4 ②及び③控除後の課税価格(②-②3)  
 ②5 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)  
 ②6 特別控除額の残額(2,500万円-②5)  
 ②7 特別控除額(②6の金額と②の金額のいずれか低い金額)  
 ②8 ②7に繰り越される特別控除額(2,500万円-②7)  
 ②9 ②8に対する税額(②9×20%)  
 ③0 外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)  
 ③1 ③0に対する税額(③0×20%)  
 ③2 外国税額の控除額  
 ③3 差引税額(③-③2)

分 上記の特定贈与者からの贈与による申告した財産に  
 申告した財産に  
 申告した財産に  
 申告した財産に

提出用

平成〇〇年贈与税の修正申告書 (別表)

提出用

受贈者の氏名

修正前の課税額(第一表)

I 暦年課税  
 ① 財産の価額の合計額(課税価格) ② 配属控除額  
 ③ 基礎控除額  
 ④ ②及び③の控除後の課税価格(①-②-③) [1,000円未満切捨て]  
 ⑤ ④に対する税額  
 ⑥ 外国税額の控除額  
 ⑦ ⑥に対する税額(⑥×20%)  
 ⑧ 差引税額(④-⑦)  
 ……相続時精算課税分

II 修正前の課税額(第二表)  
 ⑧ 特定贈与者ごとの課税価格の合計額  
 ⑨ 特定贈与者ごとの差引税額の合計額

III 合計  
 ⑩ 課税価格の合計額(①+⑧)  
 ⑪ 差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑦+⑨) [100円未満切捨て]  
 ⑫ 納税額  
 ⑬ 申告期限までに納付すべき税額(⑩-⑫)

修正前の課税額(第二表)

相続 氏名 財産の種類(課税価格)  
 住所 平成〇〇年〇月〇日  
 フリガナ 平成〇〇年〇月〇日  
 氏名 平成〇〇年〇月〇日

精算 財産の種類  
 ①6 財産の価額の合計額  
 ①7 ①のうち 住宅取得等資金の額  
 ①8 ①のうち 特定同族株式等の額  
 ①9 ①のうち 住宅取得等資金及び特定同族株式等以外の額  
 ②0 過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額(最高1,000万円)  
 ②1 住宅資金特別控除額の残額(1,000万円-②0)  
 ②2 住宅資金特別控除額(②1の金額と②の金額のいずれか低い金額)

課税 特定同族株式等特別控除額(500万円)  
 ②4 ②及び③控除後の課税価格(②-②3)  
 ②5 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)  
 ②6 特別控除額の残額(2,500万円-②5)  
 ②7 特別控除額(②6の金額と②の金額のいずれか低い金額)  
 ②8 ②7に繰り越される特別控除額(2,500万円-②7)  
 ②9 ②8に対する税額(②9×20%)  
 ③0 ②9の控除後の課税価格(②-②9) [1,000円未満切捨て]  
 ③1 ③0に対する税額(③0×20%)  
 ③2 外国税額の控除額  
 ③3 差引税額(③-③2)

分 修正申告によって異動した事項  
 異動の内容 異動の理由

提出用

※ 税務署整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

(注) ※印欄は記入しないでください。(表5-10-3-1-A 4統一)(平19.10)

平成〇〇年贈与税の修正申告書 (別表)

提出用

受贈者の氏名

修正前の課税額(第一表)

I 暦年課税  
 ① 財産の価額の合計額(課税価格) ② 配属控除額  
 ③ 基礎控除額  
 ④ ②及び③の控除後の課税価格(①-②-③) [1,000円未満切捨て]  
 ⑤ ④に対する税額  
 ⑥ 外国税額の控除額  
 ⑦ ⑥に対する税額(⑥×20%)  
 ⑧ 差引税額(④-⑦)  
 ……相続時精算課税分

II 修正前の課税額(第二表)  
 ⑧ 特定贈与者ごとの課税価格の合計額  
 ⑨ 特定贈与者ごとの差引税額の合計額

III 合計  
 ⑩ 課税価格の合計額(①+⑧)  
 ⑪ 差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑦+⑨) [100円未満切捨て]  
 ⑫ 納税額  
 ⑬ 申告期限までに納付すべき税額(⑩-⑫)

修正前の課税額(第二表)

相続 氏名 財産の種類(課税価格)  
 住所 平成〇〇年〇月〇日  
 フリガナ 平成〇〇年〇月〇日  
 氏名 平成〇〇年〇月〇日

精算 財産の種類  
 ①6 財産の価額の合計額  
 ①7 ①のうち 住宅取得等資金の額  
 ①8 ①のうち 特定同族株式等の額  
 ①9 ①のうち 住宅取得等資金及び特定同族株式等以外の額  
 ②0 過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額(最高1,000万円)  
 ②1 住宅資金特別控除額の残額(1,000万円-②0)  
 ②2 住宅資金特別控除額(②1の金額と②の金額のいずれか低い金額)

課税 特定同族株式等特別控除額(500万円)  
 ②4 ②及び③控除後の課税価格(②-②3)  
 ②5 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)  
 ②6 特別控除額の残額(2,500万円-②5)  
 ②7 特別控除額(②6の金額と②の金額のいずれか低い金額)  
 ②8 ②7に繰り越される特別控除額(2,500万円-②7)  
 ②9 ②8に対する税額(②9×20%)  
 ③0 ②9の控除後の課税価格(②-②9) [1,000円未満切捨て]  
 ③1 ③0に対する税額(③0×20%)  
 ③2 外国税額の控除額  
 ③3 差引税額(③-③2)

分 修正申告によって異動した事項  
 異動の内容 異動の理由

提出用

※ 税務署整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

(注) ※印欄は記入しないでください。(表5-10-3-1-A 4統一)(平19.10)

※尚、贈与税申告書は20年度に全面的にプログラムを作り替える予定です。

平成20年消費税申告書の変更内容は以下の通りです。

付表6 死亡した事業者の消費税及び地方税の確定申告明細書の様式が全面的に変更になりました。プログラムを様式に対応致しました。

付表6 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書  
(自平成 年 月 日至平成 年 月 日の課税期間分)

整理番号													
1 死亡した事業者の納税地・氏名等													
納税地	フリガナ 氏名						死亡年月日	平成 年 月 日					
2 相続人等の代表者の指定 (代表者を指定するときは記入してください。)							相続人等の代表者の氏名						
3 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)							限定承認						
4 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の額													
納める消費税及び地方消費税の合計額			①	円				還付される消費税及び地方消費税の合計額			④	円	
①のうち消費税			②					④のうち消費税			⑤		
①のうち地方消費税			③					④のうち地方消費税			⑥		
5 相続人等の納める消費税及び地方消費税の額又は還付される消費税及び地方消費税の額 (相続を放棄した人は記入の必要はありません。)													
相続人等に 関する 事項	住所又は居所												
	フリガナ氏名		フリガナ氏名		フリガナ氏名		フリガナ氏名		フリガナ氏名		フリガナ氏名		
	職業及び続柄		職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	
	生年月日		明・大・昭・平 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日		
	電話番号		( )		( )		( )		( )		( )		
	相続分		⑦ 法定・指定		法定・指定		法定・指定		法定・指定		法定・指定		
	相続財産の価額		⑧										
	各納付人税額の計		⑨ [ ② × ⑦ ]		⑩ [ ③ × ⑦ ]		⑪ [ ④ + ⑩ ]						
	各還付人税額の計		⑫ [ ⑤ の分割額 ]		⑬ [ ⑥ の分割額 ]		⑭ [ ⑫ + ⑬ ]						
	還付される税金の受取場所		銀行名等		銀行名等		銀行名等		銀行名等		銀行名等		
銀行等の口座に振り込みを希望する場合		支店名等		支店名等		支店名等		支店名等		支店名等			
郵便貯金の口座に振り込みを希望する場合		預金の種類		預金		預金		預金		預金			
郵便局窓口での受取りを希望する場合		口座番号		記号番号		記号番号		記号番号		記号番号			
郵便局名		郵便局		郵便局		郵便局		郵便局		郵便局			
※ 税務署処理欄													

(注) ⑨・⑩欄は、各人の100円未満の端数切捨て  
⑫・⑬欄は、各人の1円未満の端数切捨て

- ・ [100] 基礎データ入力の0一般用及び1簡易課税用の用紙の初期値を経過措置の様式を指定しないように変更致しました。(但し、年度繰越した際は前年の指定のままとなります。)

## [その他のプログラムの変更内容]

### [1100] G P 申告情報登録

新確定申告書に合わせて、G P 申告情報登録のプログラムが変更となります。

- ・新確定申告書においては、住所等の内容は基本情報登録より転記するのでG P 申告情報登録からの転記が1本化となりました。
- ・届出書への転記において、各個人の届出書の生年月日の転記が正しく行われていなかった為機能改善いたしました。
- ・消費税申告書へ納税者番号を転記するように機能改善致しました。

### [1110] 届出書プログラム (H19年版)

87: 法人設立届出書の事業開始年月日の印刷が(控用)のみ印字ずれをおこしていた為、プログラムの機能改善を行いました。

# LXプログラム価格表

08.01

## ■ 確定申告書プログラム

(税込金額)

1本分	2本分	3本分	4本分	5本分	6本分
73,500	88,200	102,900	117,600	132,300	132,300

## ■ 青色決算書・収支内訳書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本分	6本分
42,000	50,400	58,800	67,200	75,600	75,600

## ■ 贈与税申告書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本分	6本分
31,500	37,800	44,100	50,400	56,700	56,700

## ■ 消費税申告書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本分	6本分
31,500	37,800	44,100	50,400	56,700	56,700

※6台以上でご使用になる場合は、サービス課までお問い合わせ下さい。

※改正保守をご契約しているお客様は自動的にプログラムが届きます。(プログラム注文は不要です。)

※説明書はCDにPDFとしてプログラムと一緒に保存してあります。  
印刷した説明書をご希望のお客様には有料にて承っております。  
必要な場合は冊数をご記入下さい。改正保守に加入している場合でも有料となります。

※改正保守にご加入頂いていないお客様は上記金額が毎年かかります。この機会に改正保守をご検討頂きますようお願い致します。必要な場合は別途お見積もり致します。

詳しくは、納品時同封の『LX保守のご案内』をご一読下さいますようお願い致します。

### 例) 改正保守 1台分

所得税関連セット(確定申告・個人決算) 月額4,200 年額42,000  
資産税セット(贈与・相続) 月額2,100 年額21,000

複数台の場合は価格が変わります。  
また、ソフト1本1本の改正保守もごさいます。

# 注文書

08.01

※端末台数が多く、書ききれない場合は欄外へご記入下さい。

※取扱説明書は1冊につき1,050円かかります。(確定は2冊で1組2,100円です)

## ■ 確定申告書プログラム ※確定は19年版に限り説明書が1組つきます。

本数	価格	端末機名	取説
本	¥		組

## ■ 青色決算書・収支内訳書プログラム

本数	価格	端末機名	取説
本	¥		冊

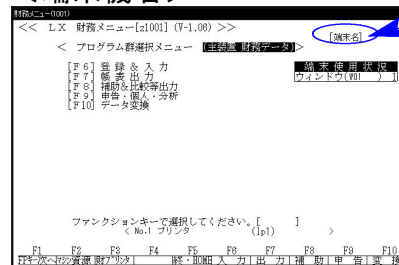
## ■ 贈与税申告書プログラム

本数	価格	端末機名	取説
本	¥		冊

## ■ 消費税申告書プログラム

本数	価格	端末機名	取説
本	¥		冊

### <端末機名>



立ち上がり画面のここに端末機名を表示しています。

例) x01、w010等

プログラム金額  
取扱説明書金額  
お申し込み金額合計 円

御社名	
ご担当者名	
ご住所	

ご注文FAX 042-553-9901

きりとりせん

きりとりせん



# LX電子申告特別パック販売のお知らせ

## ※ 特別パック ※

LX電子申告システムプログラム  
LX電子申告(改正保守1年間付き)

キャンペーン特価

¥98,700(税込)

↑

~~¥126,000(税込)~~

講習3時間(環境セッティング込) (定価126,000円を特別価格でご提供)

## 【確定申告時期の特別価格】

\*カードリーダーをお持ちで電子申告環境が整っているお客様への講習パック\*

LX 電子申告システムプログラム (定価73,500円税込)  
LX 電子申告改正保守(1年間/1セット) (定価21,000円税込)

※LX電子申告システムプログラムとは※

e-Taxソフトを使わずに国税庁の受付システムへ簡単送信できるシステムです。

法人・個人の申告書から消費税・税務代理権限証書等添付書類・送付書等を電子申告するシステムです。

電子申告プログラムの講習もついています。

(定価31,500円税込)

じっくり電子申告の講習をお受けいただけます。

電子申告プログラムと講習とがセットになった特別パック。



ぜひこの機会にお申し込み下さい。

※注1※ この商品はLX専用パックです。DV9000には対応していません。

※注2※ 特別パックに含まれる改正保守は1台分です。2台以上の場合は別途料金がかかります。

講習時に実際のデータで電子申告を行いたい場合には、事前に準備していただくことやその場で申告ができないケースもございますので申告期間に余裕を持ってお申し込み下さい。



すべての住基カードでご利用いただける  
カードリーダーです。(別売)

実際に電子申告ができる環境までセッティング致します。

※セッティング料込(特別価格10,500円税込)

安心してご導入いただけます。 ※注3※

ぜひこの機会にお申し込み下さい。

コンピ型(接触・非接触型共用)ICカード  
/非接触型ICカード 両対応

※すべての住基カードでご利用頂けます

USBタイプ(Win/Mac版)

型名:SCR331DI-NTTCom



※注3※ 講習の際、お客様所有のICカードリーダーの不具合やインターネット環境の不備等により後日再講習が必要となった場合には交通費実費を申し受けます。

-LX電子申告システムプログラム価格表-

セット/セット掛率	1セット	2セット	3セット	4セット	5セット	←端末台数
特別パック-講習1回	98,700	118,440	138,180	157,920	177,660	

(※カードリーダーが必要な場合は上記金額に1台につき10,500円を加算して下さい。設定料含みます)

◇参考価格◇ ※1年目の改正保守はサービスとなり、2年目から下記の価格がかかります。

<改正保守価格表> (税込)

セット/セット掛率	1セット	2セット/1.2	3セット/1.4	4セット/1.6	5セット以降/1.8
LX電子申告 月額	2,100	2,520	2,940	3,360	3,780
LX電子申告 年額	21,000	25,200	29,400	33,600	37,800

《ご注文書》

タテムラフェスタ2007にご参加のお客様は当日会場でお渡ししたクーポン券と一緒にFAXして下さい。上記価格表よりお値引き致します。

↓ ご希望の商品にチェックマークを付けて下さい。

- 特別パック \_\_\_\_\_ 台  
 ICカードリーダー \_\_\_\_\_ 台       取扱説明書 1冊1,050円 \_\_\_\_\_ 冊

LX各プログラム-お申し込み端末機名をご記入下さい-					
本数					

プログラム金額合計 \_\_\_\_\_ 円

御社名	
ご担当者名	
ご住所	

ご注文FAX : 042-553-9901